

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う 国民健康保険システム改修について

令和5年12月27日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布により、令和6年12月2日以降、従来の保険証が廃止され、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」といいます。)を基本とする仕組みに移行することに伴い、次のとおり国民健康保険システムの改修を行います。

1. 国民健康保険システム改修の概要

(1) 全被保険者への個人番号確認通知対応

・加入者情報等の送付 ①

保険者が保有するデータの正確性を確保するため、全被保険者に個人番号下4桁を通知する。

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応

・資格情報のお知らせの交付 ②

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしている人(マイナ保険証取得者)に、本人の資格情報が把握できるよう資格情報のお知らせを交付する。

・資格確認書の仕組みの整備 ③

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない人(マイナ保険証未取得者)に、資格確認書を交付する。

・特別療養費の通知の仕組みの整備 ④

長期にわたる保険税滞納者に対する納付を促す取組として、資格証明書の交付に代えて、資格確認書(特別療養)を交付する。交付に当たっては、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う。

※特別療養費の対象者について、基準となる滞納額や滞納期間等は現在検討中

(3) 国民健康保険システム負担割合チェック対応

・負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの整備

オンライン資格確認等システムと保険者システム間で、負担割合等の登録情報の突合チェック等を行う。

【予算措置】 11,693 千円

【財源内訳】 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 11,693 千円

2. 保険証の種類の変更

【現行】

種類	対象者	窓口での自己負担割合
被保険者証(一般証)	通常の家帯	2割又は3割
短期被保険者証	滞納はあるが、納付計画や分納を履行している家帯等	2割又は3割
資格証明書	納付する十分な能力があるが、納付相談又は指導に一向に応じない家帯等	10割



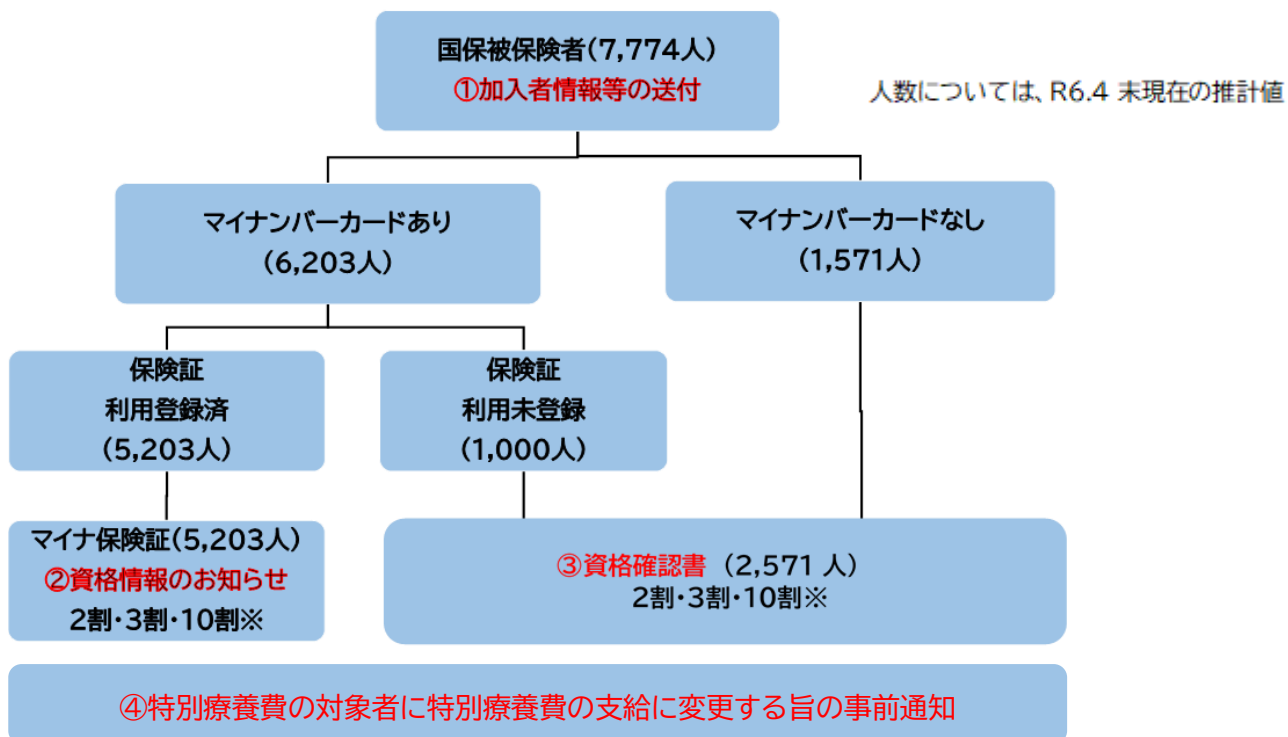
【マイナ保険証一体化後】令和6年12月2日以降

種類	対象者	窓口での自己負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証取得者	2割、3割又は10割
資格確認書	マイナ保険証未取得者	2割、3割又は10割

令和6年12月1日時点で有効な保険証は、改正法の経過措置により、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。

※令和6年8月1日に更新する保険証…令和7年7月31日の有効期限まで使用可能。

3. 保険証廃止に向けた運用フローチャート



※国保税に滞納がある場合、特別の事情があると認められる場合を除き、医療機関窓口で医療費を全額10割支払った後、後日申請により保険給付分(8割又は7割)として特別療養費を支給します。